

第 1 部 総論

1 計画策定の目的

市では、平成23年2月末、本市のまちづくりの最上位計画である「青森市新総合計画—元気都市あおもり 市民ビジョン—前期基本計画」を策定し、元気都市・あおもりの実現に向け、喫緊の課題などに的確に対応し、より力強く本計画を推進していくため、先導的な役割を果たす「元気都市あおもり・リーディングプロジェクト」の戦略のひとつに、「まちの活力を支える市民の健康づくり」を掲げるとともに、第2章「健やかで心やすらぎ人と人がつながり支え合うまち」第1節「保健・医療の充実」の第1項に「健康づくりの充実」を掲げ、心身ともに健やかに生活できる社会の実現に向け、市民が地域において主体的に健康づくりに取り組むための環境づくりをはじめ、食生活や運動、喫煙などの生活習慣の改善、健（検）診の受診率向上に向けた取り組みや自殺予防を含めたこころの健康づくり等の取り組みを進めてきています。

このような中、平成25年7月に厚生労働省が公表した、平成22年全国市区町村生命表では、青森市の男性の平均寿命は全国ワースト4位、県内では最下位となり、市民が病気を予防し、健康で元気に長生きができるよう、健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進していくことが急務となっています。

一方、国では、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まですべての国民がともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現ができるよう、平成25年度から34年度までを計画期間とする「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を策定し、その中で「すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」という10年後を見据えた目指す姿を提示しました。

本市では、国の「健康日本21（第2次）」、及び平成25年3月に策定した県の「健康あおもり21（第2次）」を踏まえ、早世の減少と寿命の延伸を図る健康長寿の元気都市あおもりの実現を目指し、今後7年間の市民の健康づくりに関する目標と方向性を明確にする「青森市健康増進計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

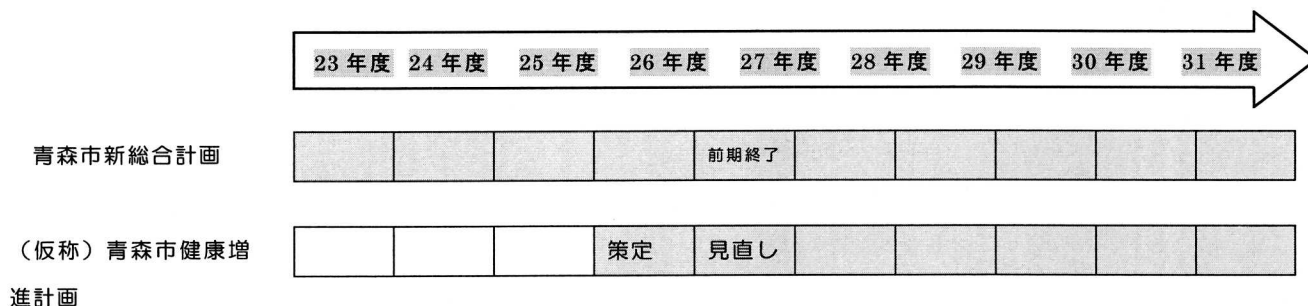
本計画は、「青森市新総合計画—元気都市あおもり 市民ビジョン—前期基本計画」第2章第1節第1項及び第4項、並びに第2章第4項第1節の施策である、「健康づくりの充実」、「国民健康保険制度の安定的運用」、「母子の保健・医療の充実」等、健康づくりに関連する施策を総合的かつ効果的に推進するための分野別計画です。

また、当該計画は、平成15年5月施行の健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画とします。

3 計画期間

計画期間は、青森市新総合計画の計画期間の終期までとし、平成26年度から平成32年度までとします。

ただし、新総合計画前期基本計画終了年度の平成27年度において、見直しを行うものとします。

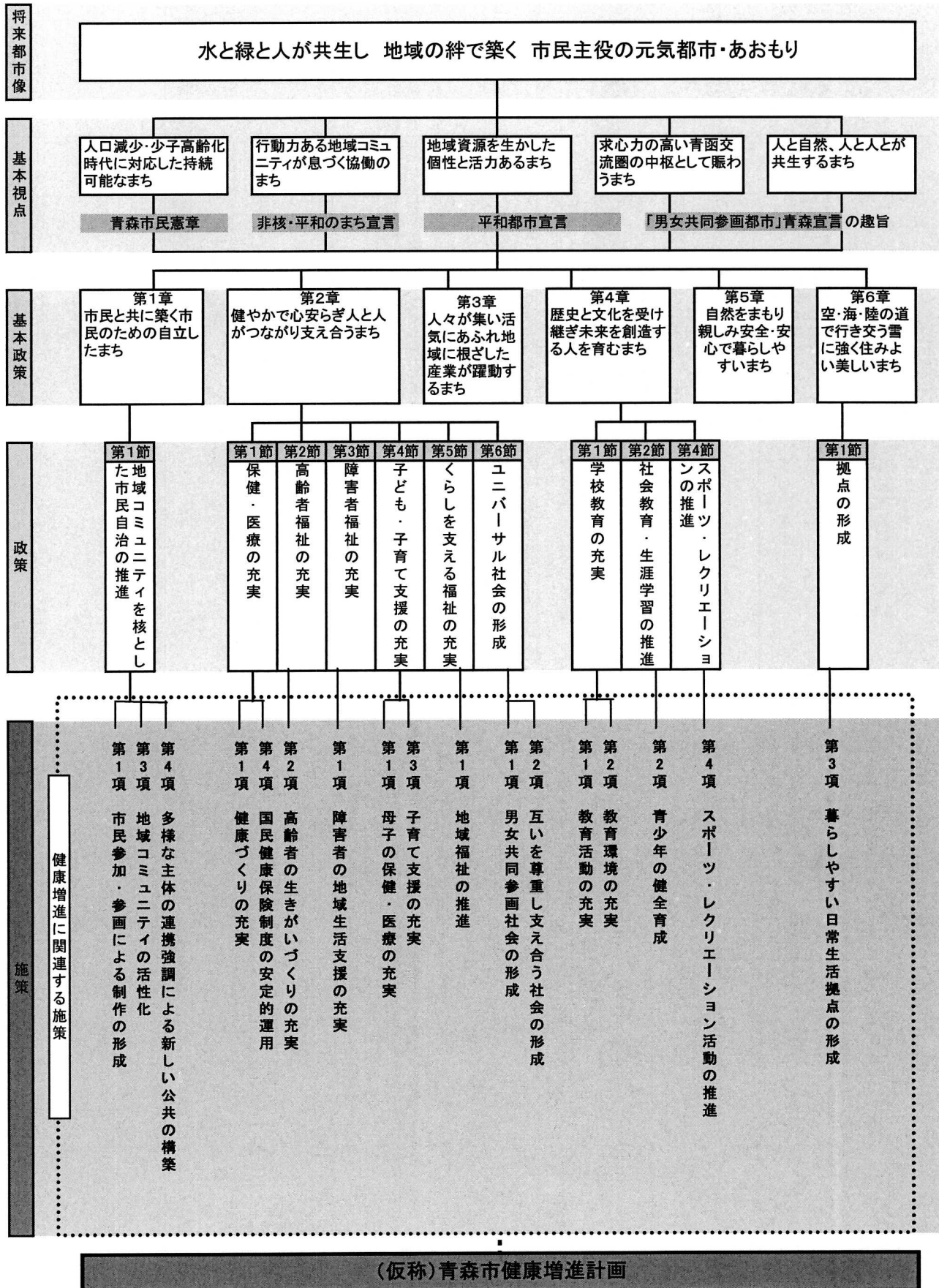


4 計画の推進

本計画では、施策の進捗度を測定するための指標を設定し、計画最終年度の平成32年度における目標値を定めます。指標の達成度などから取組の評価・検証を行い、計画を推進していきます。

また、新たな健康課題の出現や社会・経済情勢等の本市を取り巻く環境の変化や市民意識調査等の市民ニーズを踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うなど、柔軟かつ的確に対応していきます。

5 新総合計画前期基本計画との関連図



第2章

計画の基本方向

1 市民の健康の現状と課題

(第2回健康福祉審議会地域保健専門分科会で報告済)

2 計画の理念

健康長寿の元気都市あおもりの実現に向け、「健やかで心安らぎ、人と人がつながり支え合うまちの実現」を基本理念に掲げます。

<全体目標> 健康長寿の元気都市あおもり

- 生活習慣病による死亡率の改善、早世の減少を図り、平均寿命の延伸を図る。
- 一人一人が健康について学び、行動する力を持ち、社会全体で支え合いながら健康づくりに取り組む。

3 計画の方向性

本計画では、上記理念の実現を図るため、次の5つの基本方向を掲げます。

健康づくりのための人づくり

1. 市民のヘルスリテラシー（健康教養）の向上

市民一人一人が、自分の健康の保持増進に必要な情報を知り、理解し、適切に活かしていくことができるよう、市民のヘルスリテラシーの向上に取り組めます。

*ヘルスリテラシーとは、健康増進や維持に必要な情報にアクセスし、理解し、利用していくための意欲や能力のことをいいます。

生涯を通じた健康づくり

2. 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

～健（検）診の充実とがん、循環器疾患、糖尿病などの予防～

がん、循環器疾患、糖尿病など予防可能な生活習慣病の発症予防と重症化予防が図られるよう、市民が生活習慣の改善や生活習慣病の早期発見のための健（検）診の受診、受診結果に応じた適切な健康管理に主体的に取り組めるよう支援します。

3. 生涯を通じて健康であるための生活習慣づくり

～栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康づくり～

子どもから高齢者までの全てのライフステージにおいて、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙に関する生活習慣の改善と、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりを推進します。

4. 社会生活を営むために必要な心身の機能の維持・向上

～こころの健康づくり、次世代の健康づくり、高齢者の健康づくり～

全てのライフステージにおいて、個人の生活の質に大きく影響するこころの健康づくりに取り組めます。また、将来を担う次世代の健康を支えるため、子どもの健やかな発育と健康的な生活習慣づくりに取り組めます。さらに、高齢期になっても元気で生き生きと生活できるよう、心身の機能の維持・向上に取り組めます。

健康を支援する地域づくり

5. 地域における健康づくり運動の促進と健康を支え守るための環境づくり

市民の自主的な健康づくり活動を、仲間や地域の中で支え合い、地域ぐるみの健康づくり活動を推進するとともに、地域や学校、企業、行政等が互いに連携し、社会全体で支えあいながら健康づくりの取組みがなされる社会環境の整備に取り組めます。

4 計画の目標値

目標値設定の考え方

目標値設定

計画の推進にあたっては、定期的に進捗状況进行评估していくことが重要なことから、達成状況を捕捉することができる目標項目と目標値を設定しました。

※ ただし、国の目標値の評価年度は平成34年度ですが、市の評価年度は新総合基本計画の最終年度である平成32年度としました。

- イ. 目標項目、目標値とも国・県と同じもの
- ロ. 目標項目は国・県と同じ、目標値は増減率等に合わせたもの
- ハ. 目標項目は国・県と同じ、目標値は市が設定したもの
- ニ. 目標項目、目標値ともに市独自に設定したもの

とします。

なお、現状値が100%に達しているものについては、現状を維持できるように、項目・目標値を設定しています。

表 青森市健康増進計画の領域別の項目数と目標値数

領域名	項目数	目標値数
計		

■計画の体系図

